

消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談室

0748-24-5619 0505-801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の



コンちゃん



と

シュマー君



が



契 約

についてお知らせします。

シュマー たいへんや！たいへんや！

コン どうしたの？シュマー君

シュマー そやかて、たいへんなんや。あんな、お魚クッキー買うたんや。
家に持って帰ったら、兄ちゃんも、ぎょうさん買うてきてて、食べ切れへんねん。

コン そんなに、たくさん買ったの？

シュマー 兄ちゃんが3ダースに僕が2ダース。

コン えー！そんなに？

シュマー さすがの僕も食べ切れへんにゃあと思てな、すぐに返品しに行ったんや。そしたらな、あかん！って断られたんや。まだ、封も切ってへんから返したいんだにゃ。

コン でも、シュマー君は、お魚クッキーを買うという契約をしたんだから。仕方ないね。

シュマー 契約ってなんだにゃ？ 僕、ハンコ押してへんもん。

コン ハンコを押さなくても、口約束だけで契約が成立することはあるんだよ。

シュマー えー！ほんまか？ ところで、契約ってなんだにゃ？

コン 簡単に言えば約束だよ。お互いの自由な意思でする約束。例えば、「お店で本を買ったり」、「家や土地を売ったり」、「遊びに出かけるために電車に乗ったり」することも契約なんだ。

シュマー それじゃあ、その契約ってどういうときに成立するんや？

コン 契約の成立時期は①口約束をした時 ②契約書にサインをした時 ③ハンコを押したときなどが考えられるんだ。さっき、シュマー君は、ハンコを押してないから、契約は成立していないと思っていたようだけど、契約は当事者間の意思の合意だから、原則的に「^{たくせいけいやく}諾成契約」といって、口約束でも成り立つんだよ。

シュマー 具体的には、どんな場合に成立するのかにゃ？

コン 例えば、お店で「この靴はいくらですか」と尋ねて「2000円で売ります」という返事を受けて、「では、2000円で買います」とOKすれば契約は成立するんだ。

シュマー にゃるほど。それが、^{たくせいけいやく}諾成契約ってやつだにゃ。

コン そうだね。だから、あとで、売主が欲を出して「やっぱり5000円で売りたい」と言っても買主が「嫌だ」と言えば、最初の約束通り、2000円で売らなければならないんだよ。まだ、サインをしていないや、ハンコを押していないからというのは通用しないんだ。

シュマー 約束は守らないといけないんだにゃあ。

コン 当事者の一方が勝手に変更したり、一方的にやめたりすることはできないんだ。

シュマー ああ…僕、撃沈や。お腹がはち切れるかもしれないにゃあ…

コン ねえ、シュマー君、このクッキー、賞味期限4月って書いてあるよ。

シュマー え？ 4月まで大丈夫なんか？ 僕、明日までに食べなあかんと思てたわ。

コン 明日までにとって？ 1日にいくつ食べるつもりだったの？

シュマー えへん！ 1ダースは、いけるにゃあ。

コン そりゃあ、たいへんや、たいへんや。

東近江市民のための消費生活相談窓口

東近江市消費生活センターへ



〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5 (市民生活相談室内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00~12:00 13:00~16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**